

浜松市専用水道事務処理要領

令和 7 年 4 月 1 日

目 次

第1 目的	1
第2 専用水道	1
第3 保健所への申請と届出	1
第4 専用水道の維持管理	8
第5 専用水道の危機管理	12
第6 行政指導	14
第7 他部署との連携	15
別表1 専用水道の判断フロー図	17
別表2 水道技術管理者の資格	18
別表3 水質基準に関する省令	19
用語集	21
様式	25
参考資料	50

第1 目的	(凡例)
この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）、同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、専用水道に関する事務処理方法を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。	1…第1条 ①…第1項 (1)…第1号
第2 専用水道	
1 専用水道とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて次のいずれかに該当するものをいう。（別表1フロー図参照）	法3⑥ 政令1
(1) 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの (2) 生活の用に供する1日最大給水量が20m ³ を超えるもの	
2 1のうち、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が、次に定める基準以下の場合、専用水道に該当しない。	
(1) 口径25mm以上の導管の全長が1,500m	
(2) 水槽の有効容量の合計が100m ³	
第3 保健所への申請と届出	
(水道の布設工事)	
1 専用水道の確認の申請	
設置、増設及び改造などの専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が法第5条に規定する施設基準に適合するものであることについて、保健所長の確認を受けなければならない。	法32 法33①
(1) 提出書類及び図面	
ア 専用水道布設工事確認申請書（様式1）	法33②
イ 工事設計書（様式2） ^{1), 2), 3)}	法33④
ウ 水源の揚水試験結果書、土質柱状図 ²⁾ 及び水質試験の結果書 ³⁾	
エ 水の供給を受ける者の数を記載した書類	省令53(1)
オ 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面	省令53(2)
カ 水道施設の位置を明らかにする地図 ²⁾	省令53(3)
キ 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図 ²⁾	省令53(4)
ク 主要な水道施設の構造を明らかにする図面	省令53(5)
(ア) 平面図 ²⁾	
(イ) 立面図 ²⁾	
(ウ) 断面図 ²⁾	

(エ) 構造図²⁾ ケ 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面 (ア) 平面図²⁾ (イ) 縦断面図²⁾	
(2) 書類審査 書類審査は次のア～ウの順に行うものとする。 ア 保健所担当者は、提出された書類を庁内関係課に回覧し、各課からの意見を求める。⁴⁾ イ アで提出された意見を、「専用水道の確認申請にかかる意見について(様式3)」に添付し、申請者へ交付し回答を求める。 ウ イの申請者が提出する回答を受理後、処分を決定する。	省令 53 (6) 法 39② 法 33⑥
(3) 処分の決定 ア 処分の決定の通知は、申請書を受理した日から起算して30日以内にその旨を通知する。 イ 適合することを確認した場合は、「専用水道布設工事確認済通知書(様式4)」を、不適合であることを確認した又は申請書の添付書類では判断することができない場合は、その理由を附して「専用水道布設工事について(不適合)(様式5)」を交付する。	法 33⑤
(4) 注意事項 ア 国の設置する専用水道の布設工事をしようとする者が、あらかじめ国土交通大臣に当該工事の設計を届出し、国土交通大臣からその設計が法第5条に規定する施設基準に適合する旨の通知を受けた場合は、法第32条の規定にかかわらず、その工事に着手することができる。 イ アの場合は、国の設置する専用水道の布設工事をしようとする者へ、国土交通大臣の確認を受けたことを示す書類及び届出書類一式の写し1部を提出させる。国土交通大臣の確認を受けたことを示す書類の本証がある場合は、届出時に提示させる。 ウ 確認申請書に係る書類は2部提出させる(国の設置する専用水道の布設工事を除く)。 エ 申請者に処分の決定を通知する際に1部を控えとして申請者へ返却する(国の設置する専用水道の布設工事を除く)。 オ 上水道を水源とする専用水道の場合は、第3の1(1)ウに規定する書類の提出を省略することができる。	法 50②

(専用水道該当)

2 専用水道該当の届出

専用水道の設置者は、既に給水しており工事を伴わずに1日最大給水量が20 m³を超えたときあるいは当初居住人口が常時100人以下であったがその後、常時100人を超えたときなど専用水道に該当するようになった場合は、保健所長へ届出する。

法 39②

(1) 提出書類及び図面

ア 専用水道該当届 (様式6)

イ 完成図書 (様式7) ^{5), 6), 7)}

ウ 第3の1(1)ウ～ケに規定する書類

(2) 現地調査

保健所担当者は、水道施設の構造が提出された届出書の内容と相違ないことを確認する。

(3) 注意事項

ア 届出書に係る書類は2部提出させる。

イ 保健所担当者が現地調査した際に1部を控えとして申請者へ返却する。

ウ 上水道を水源とする専用水道の場合は、第3の1(1)ウに規定する書類の提出を省略することができる。

(申請書記載事項の変更)

3 申請書記載事項の変更の届出

専用水道の設置者は、第3の1(1)又は2(1)に規定する申請書の記載事項(申請者の住所、申請者の氏名、水道事務所の名称及び水道事務所の所在地)に変更が生じた場合又は布設工事に該当しない工事により施設に変更が生じた場合は、速やかに保健所長へ届出しなければならない。

法 33③

法 39②

(1) 提出書類

ア 専用水道布設工事確認申請書等記載事項変更届 (様式8)

イ 水道施設の変更をした場合は、第3の1(1)又は2(1)に掲げる書類のうち、変更に関わる書類

(2) 注意事項

工事内容が水道の布設工事に該当する場合は、変更の届出によらず、新たに確認の申請をさせる。

(水道技術管理者)

4 水道技術管理者の設置の届出

専用水道の設置者は、法第 19 条に規定する水道技術管理者を設置した場合は、速やかに保健所長へ届出する。

法 19①

法 34①

法 39②

(1) 提出書類

ア 水道技術管理者設置届 (様式9)

イ 水道管理業務従事証明書（様式10）

ウ 履歴書（様式 11）

(2) 注意事項

ア 水道技術管理者の資格要件は別表2のとおり。

法 19③

イ 消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる 1 日最大給水量が 1, 0 0 0 m³以下である専用水道については有資格者であることは問わない。この場合は、第 3 の 4 (1) ウに規定する書類の提出を省略することができる。

法 34②

政令 5

政令 7

省会 9

ウ 政令第7条第1項第1号から第4号までに規定する実務従事経験年数が、1施設における証明で不足する場合は、複数の施設における証明を必要とする。

省令 14

法 39②

エ 省令第14条第1項第3号に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下、「登録講習」という。）の課程を修了した者を水道技術管理者として設置する場合は、第3の4(1)イ及びウに規定する書類の代わりに、登録講習を修了したことを証明する書類の写し（申請の際に本証を提示しなければならない。）を提出させる。

5 水道技術管理者の変更の届出

専用水道の設置者は、第3の4に規定する水道技術管理者を変更した場合は、速やかに保健所長へ届出する。

法 39②

(1) 提出書類

ア 水道技術管理者変更届（様式12）

イ 第3の4(1)イ及びウに規定する書類

(2) 注意事項

ア 水道技術管理者を設置者から他の法人等へ委託する場合は、第3の7に規定する委託の届出をさせる。委託の届出をもって、第3の4に規定する水道技術管理者の設置の届出は廃止されたものとする。

イ 第3の4(2)ア～エを準用する

(給水開始)

6 給水開始の届出

専用水道（国の設置するものを除く。）の設置者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとする場合は、あらかじめ、保健所長へその旨を届出し、かつ、法第 13 条第 1 項に規定する水質検査及び施設検査を行わなければならない。	法 13① 法 34① 省令 54 省令 10① 省令 11
専用水道（国の設置するものを除く。）の設置者は、水質検査及び施設検査に関する記録を検査を行った日から起算して 5 年間保存しなければならない。	法 13②
(1) 提出書類 ア 専用水道給水開始届（様式 13） イ 水質検査結果書 ウ 施設検査成績書（様式 14） (2) 現地調査 保健所担当者は、施設検査成績書に記載されている水道施設の構造が、提出された確認申請書の内容と相違ないことを確認する。 (3) 注意事項 ア 届出書に係る書類は 2 部提出させる。 イ 保健所担当者は、窓口にて書類を確認後、1 部を控えとして申請者へ返却する。 ウ 法第 13 条第 1 項に規定する給水開始前の水質検査は、新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓水について別表 3 に掲げる全項目及び消毒の残留効果の検査を行う。 エ 国の設置する専用水道の設置者は、国土交通大臣に届出しなければならない。 オ エの場合は、国の設置する専用水道の設置者に国土交通大臣に届出した書類の写し 1 部を保健所長へ提出させる。	省令 10① 法 50④
(業務委託) 7 委託の届出 専用水道（国の設置するものを除く。）の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部の委託を行った場合は、速やかに保健所長へ届出しなければならない。 (1) 提出書類 ア 水道管理業務委託届（様式 15） イ 委託契約書の写し ウ 第 3 の 4 (1)イ及びウに規定する書類 (2) 注意事項	法 24 の 3② 法 34①

ア 契約が毎年度更新の場合は、その都度失効届と委託届を提出させる。	法 50④
イ 国の設置する専用水道の設置者は、国土交通大臣に届出しなければならない。	
ウ イの場合は、国の設置する専用水道の設置者に国土交通大臣に届出した書類の写し1部を保健所長へ提出させる。	
エ 地方自治法(昭和22年法律第67号。)第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の専用水道施設の管理を行わせる際も、委託の届出をさせる。	
オ 第3の4(2)ア～エを準用する	
8 委託届出事項の変更の届出	
専用水道（国の設置するものを除く）の設置者は、第3の7(1)に規定する届出書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに保健所長へ届出する。	法 39②
提出書類	
水道管理業務委託届出事項変更届（様式16）	
9 受託水道技術管理者の変更の届出	
専用水道（国の設置するものを除く）の設置者は、第3の7(1)に規定する届出書に記載された水道技術管理者を変更した場合は、速やかに保健所長へ届出する。	法 39②
(1) 提出書類	
ア 受託水道技術管理者変更届（様式17）	
イ 第3の4(1)イ及びウに規定する書類	
(2) 注意事項	
第3の4(2)ア～エを準用する	
10 契約失効の届出	
専用水道（国の設置するものを除く）の設置者は、第3の7に規定する委託契約が失効した場合は、保健所長へ届出しなければならない。	法 24の3② 法 34①
(1) 提出書類	
水道管理業務委託契約失効届（様式18）	
(2) 注意事項	
ア 国の設置する専用水道の設置者は、国土交通大臣に届出なければならない。	法 50④
イ アの場合は、国の設置する専用水道の設置者に国土交通大臣に届出した書類の写し1部を保健所長へ提出させる。	

ウ 水道技術管理者を他の法人等から設置者へ変更する場合は、失効届のほか第 3 の 4 に規定する水道技術管理者の設置の届出をさせる。

(専用水道の廃止)

11 専用水道の廃止の届出

水道施設の設置者は、水道施設が法第 3 条第 6 項に規定する専用水道に該当しなくなった場合は、速やかに保健所長へ届出する。

法 39②

(1) 提出書類

専用水道廃止届 (様式 19)

(2) 注意事項

第 3 の 7 に規定する委託の届出をしている場合は、専用水道の廃止の届出をもって、第 3 の 10 に規定する契約失効の届出がされたものとする。

(地震防災計画)

12 地震防災応急計画^{8),9),10)}

専用水道の設置者は、専用水道の設置完了後、速やかに保健所長へ届出する。

(1) 提出書類

ア 専用水道地震防災応急計画届出書 (県様式 1)

イ 地震防災応急計画書

(2) 注意事項

ア 届出書に係る書類は、4 部 (本文 1 部、写し 3 部) 届出させる。

イ 保健所担当者は、本文を県庁水資源課へ進達するとともに、写し各 1 部ずつを危機管理課及び上下水道総務課へ送付し、写し 1 部を担当課で保管する。

ウ 計画の内容に変更があった場合は改めて届出をさせる。

13 南海トラフ地震防災対策計画¹¹⁾

「浜松市地震防災マップ (津波浸水域図)」において、水深 30cm 以上の浸水が想定される区域における専用水道の設置者は、専用水道の設置完了後、速やかに保健所長へ届出する。

(1) 提出書類

ア 南海トラフ地震防災対策計画届出書 (県様式 2)

イ 南海トラフ地震防災対策計画送付書 (県様式 3)

ウ 南海トラフ地震防災対策計画書

(2) 注意事項

ア 第 3 の 12 に規定する地震防災応急計画書に、南海トラフ地震に伴い

発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項が定められている場合は、南海トラフ地震防災計画書として届出させることができる^{1 2)}。

イ 南海トラフ地震防災対策計画届出書は1部、南海トラフ地震防災対策計画送付書は3部、南海トラフ地震防災対策計画書は4部届出させる。

ウ 保健所担当者は、届出書及び計画書を県庁水資源課へ進達するとともに、送付書及び計画書各1部ずつを危機管理課及び上下水道総務課へ送付し、1部を担当課で保管する。

第4 専用水道の維持管理

1 健康診断³⁾

(1) 実施対象者

専用水道の設置者は、取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行う。臨時の職員、作業人等についても対象とみなす。

(2) 検査

検査は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液その他について次に掲げる表の項目について行う。また、急性灰白髄炎（小児麻痺）、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意するものとする。なお、健康診断を行ったときは、記録を作成し、健康診断を行った日から1年間保存する。

	定期の健康診断	臨時の健康診断
頻度	おおむね6ヶ月ごと	健康診断の対象者に左記項目の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合
項目	赤痢菌、腸チフス、パラチフス菌 ※必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等	当該感染症の原因菌

(3) 臨時の健康診断

臨時の健康診断を行った月においては、その伝染病についての定期健康診断は必要としない。また、他法令等に基づいて定期健康診断に相当する健康診断が行われた場合には、それを定期健康診断とみなすことができる。

2 衛生上必要な措置³⁾

専用水道の設置者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他必要な措置を講じなければならない。

法 21
法 34①
省令 16

法 22
法 34①

(1) 清潔の保持 取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプ井等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意しなければならない。	省令 17(1)
(2) 汚染防止の措置 第4の2(1)に掲げる施設には柵を設け、施錠設備を設ける等のほか汚染防止のため注意喚起に必要な標札、立札、掲示等をしなければならない。また、施設の構内においては、便所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作及び園芸並びに家畜及び家禽の放し飼等をしてはならない。	省令 17(2)
(3) 塩素消毒 水の消毒は、塩素（液化塩素、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム等）によることを基本とする。 ア 通常の塩素管理 給水栓における水が遊離残留塩素を 0.1mg/L（結合残留塩素の場合は 0.4mg/L）以上保持しなければならない。 イ 緊急の塩素管理 給水する水が、次に掲げる場合は、給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/L（結合残留塩素の場合は 1.5mg/L）以上保持する。 (ア) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき (イ) 全区域にわたるような広範囲の断水後給水を開始するとき (ウ) 洪水等で水質が著しく悪化したとき (エ) 浄水過程に異常があったとき (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき (カ) その他特に必要があると認められるとき	省令 17(3)
3 水道施設の維持及び修繕 (1) 専用水道の設置者は、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。 ア 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況（次号において「水道施設の状況」という。）を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。	法 22 の 2 法 34① 省令 17 の 2(1)

イ 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。 ウ イの点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。以下同じ。）にあつては、おおむね5年に1回以上の適切な頻度で行うこと。 エ (2)の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。	
(2) 専用水道の設置者は、(1)イの点検（コンクリート構造物に係るものに限る。）を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。 ア 点検の年月日 イ 点検を実施した者の氏名 ウ 点検の結果	省令 17 の 2(2)
(3) 専用水道の設置者は、(1)イの点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、(1)エの措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。	省令 17 の 2(3)
4 水質検査³⁾	
専用水道の設置者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。検査を行った場合は、記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間保存しなければならない。	法 20 法 34①
(1) 定期の水質検査 次に掲げるところにより行う。 ア 毎日実施する検査 (ア) 色及び濁りに関する検査 (イ) 消毒の残留効果に関する検査 イ 毎月1回以上実施する検査（別表3に掲げる項目のうち1、2、38、46～51の9項目） ウ 3ヶ月に1回以上実施する検査（別表3に掲げる全項目のうちイを除いた42項目） エ 過去の検査結果等から省略（又は頻度の軽減）が可能	省令 15①
(2) 臨時の水質検査³⁾ 臨時の検査は次に掲げる場合に行う。 ア 水源の水質が著しく悪化したとき	省令 15②

イ 水源に異常があったとき	
ウ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき	
エ 浄水過程に異常があったとき	
オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき	
カ その他必要があると認められるとき	
(3) 工事設計書に記載すべき水質検査(原水の水質検査)	
別表 3 に掲げる項目のうち、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く全項目の検査を行わなければならない。	
(4) 原水の水質検査	
すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年 1 回は定期的に、別表 3 に掲げる項目のうち、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く全項目の検査を行う ³⁾ 。	
(5) 給水開始前の水質検査	
新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓水についての別表 3 に掲げる全項目及び消毒の残留効果の検査を行う。	法 13 省令 10①
(6) 水質検査結果の報告	
ア 第 4 の 4 (1)、(2) 及び(4)に規定する水質検査を実施した場合は、その検査結果書を速やかに保健所長へ報告する。	法 39②
イ アの規定にかかわらず、水質検査結果が法第 4 条に規定する水質基準に適合していない場合は、直ちに保健所長へ報告する。	
(7) 保健所への報告	
専用水道の設置者は、第 4 の 4 (6)イに該当する事例が発生した場合及び当該施設の改善措置が完了した場合は、直ちに保健所長へ報告する。	法 39②
5 水質検査計画	
専用水道の設置者は、毎事業年度の開始前に次に掲げる事項を記載した水質検査計画を策定しなければならない。	省令 15⑥ 省令 15⑦
(1) 水質管理において留意すべき事項	
(2) 検査を行う項目、採水の場所、検査の回数及びその理由	
(3) 検査を省略する項目については、該当項目及びその理由	

- (4) 臨時の検査に関する事項
- (5) 水質検査を委託する場合における当該委託の内容
- (6) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

6 水質検査機関

専用水道の設置者は、別表 3 の水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、地方公共団体の機関又は国土交通省及び環境省の登録を受けた者に委託して行う場合は、この限りでない。

また、委託契約する場合は、書面により行い、次に掲げる事項を含まなければならない。なお、委託契約書を、その契約の終了の日から 5 年間保存する。

- (1) 委託する検査の項目
- (2) 定期の検査の時期及び回数(定期検査のみを委託する場合)
- (3) 委託に係る料金
- (4) 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法
- (5) 水質検査の結果の根拠となる書類
- (6) 臨時の検査の実施の有無(定期検査のみを委託する場合)

7 クリプトスポリジウム等の対策

専用水道の設置者は、クリプトスポリジウム等の対策を的確に講じるとともに、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合は、ろ過設備等を設置しなければならない^{13), 14), 15), 16)}。

8 水道施設の耐震化^{15), 17), 18), 19), 20)}

平成 20 年 3 月以前に設置又は設置の工事が行われている専用水道の設置者は、当該施設について適切な耐震性能を備えるよう計画的に整備することが望ましい。耐震化については、重要度及び緊急度の高い対策から順次計画的に実施し、耐震化を完了できるよう努める。

第5 専用水道の危機管理

1 給水の緊急停止³⁾

専用水道の設置者は、その給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知った場合は、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- (1) 給水を停止しなければならない事象

水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある

法 20③
法 34①
省令 15⑧

法 23
法 34①

物質により汚染されているか、又はその疑いがあるときとする。

また、次に掲げるような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止しなければならない。

ア 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合

イ 臭気及び味に著しい変化が生じた場合

ウ 魚が死んで多数浮上した場合

エ 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

オ 浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき

カ 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき

キ 工業用水道の水管等に誤接続されていることが判明したとき

(2) 関係者への周知

専用水道の設置者は、その水が供給される者又は使用する可能性のある者に対し、テレビ、ラジオ、広報車を用いることなどにより周知しなければならない。

(3) 給水緊急停止の届出

専用水道の設置者は、第5の1(1)に該当する事例が発生し、法第23条に規定する給水の緊急停止を行った場合は、直ちに保健所長へ届出する。

提出書類

専用水道給水緊急停止届（様式20）

(4) 給水再開の届出

専用水道の設置者は、第5の1(3)に規定する緊急停止した施設の改善措置が完了し給水を再開する場合は、速やかに保健所長へ届出する。

提出書類

専用水道給水再開届（様式21）

2 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故が発生した場合の措置^{21), 22)}

(1) 対象となる水質の異常

ア 原水水質の異常

イ 水道施設における事故

ウ 飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生

エ 水道原水又は水道から供給される飲料水におけるクリプトスポリジ

法 39②

法 39②

ウム及びジアルジア（以下「クリプトスポリジウム等」という）の塩素処理に耐性を有する病原生物の検出情報 オ 浄水の遊離残留塩素が 0.1mg/L 未満となった場合 カ 一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物のいずれかについて、基準を超えている場合 キ 別表 3 1 から 3 1 までの項目のうち、カに掲げる項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合 ク その他これらに準ずる水質異常が発生した場合（例：水質管理目標設定の目標値超過が継続すると見込まれた場合等）	
(2) 保健所への報告 専用水道の設置者は、第 5 の 2 (1) に該当する事例が発生した場合及び当該施設の改善措置が完了した場合は、直ちに保健所長へ報告しなければならない。 報告を受けた保健所担当者は、速やかに国土交通省中部地方整備局又は県庁水資源課へ報告する。	法 39②
第6 行政指導	
保健所長は、専用水道（国の設置するものを除く）の設置者に対して、報告の徴収及び立ち入り検査、改善の指示等又は給水停止命令を行うことができる。	
国の設置する専用水道の設置者に対しては、国土交通大臣が行う。	
1 報告の徴収及び立入検査	法 50④
保健所長は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものを除く）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認める場合は、専用水道の設置者から工事の施工状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施工状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。	法 39②
法第39条第2項の規定による報告の徴収に基づく届出書類	
ア 第 3 の 1 に規定する専用水道の確認申請にかかる意見についての回答書	
イ 第 3 の 2 に規定する専用水道該当の届出	
ウ 第 3 の 4 に規定する水道技術管理者の設置の届出	
エ 第 3 の 5 に規定する水道技術管理者の変更の届出	
オ 第 3 の 8 に規定する委託届出事項の変更の届出	
カ 第 3 の 9 に規定する受託水道技術管理者の変更の届出	

- キ 第3の11に規定する専用水道の廃止の届出
- ク 第4の4(6)に規定する水質検査結果の報告
- ケ 第4の4(7)に規定する保健所への報告
- コ 第5の1(3)に規定する給水緊急停止の届出
- サ 第5の1(4)に規定する給水再開の届出
- シ 第5の2に規定する健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故が発生した場合の措置の報告
- ス そのほか保健所長が認める工事の施工状況若しくは専用水道の管理について必要な報告

2 改善の指示等

保健所長は、専用水道について、当該水道施設が法第5条に規定する施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要なと認める場合は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。なお改善の指示等にあたっては、専用水道改善指示書(様式22)を交付する。

法 36①

3 水道技術管理者の変更勧告

保健所長は、専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠った場合は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。なお勧告にあたっては、水道技術管理者変更勧告書(様式23)を交付する。

法 36②

4 給水停止命令

保健所長は、専用水道の設置者が、法第36条第1項に規定する指示に従わない場合において、給水を継続することが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。また、法第36条第2項に規定する勧告に従わない場合においても同様とする。なお、命令にあたっては、専用水道給水停止命令書(様式24)を交付する。

法 37

第7 他部署との連携

保健所担当者は、専用水道の設置の相談があつた際に、市水及び下水道の使用する場合は、上下水道部担当課へ、地下水利用や公共用水域へ排水する場合は、環境部担当課へ手続き等の確認をするよう案内する。

附 則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 2 月 16 日から施行する。

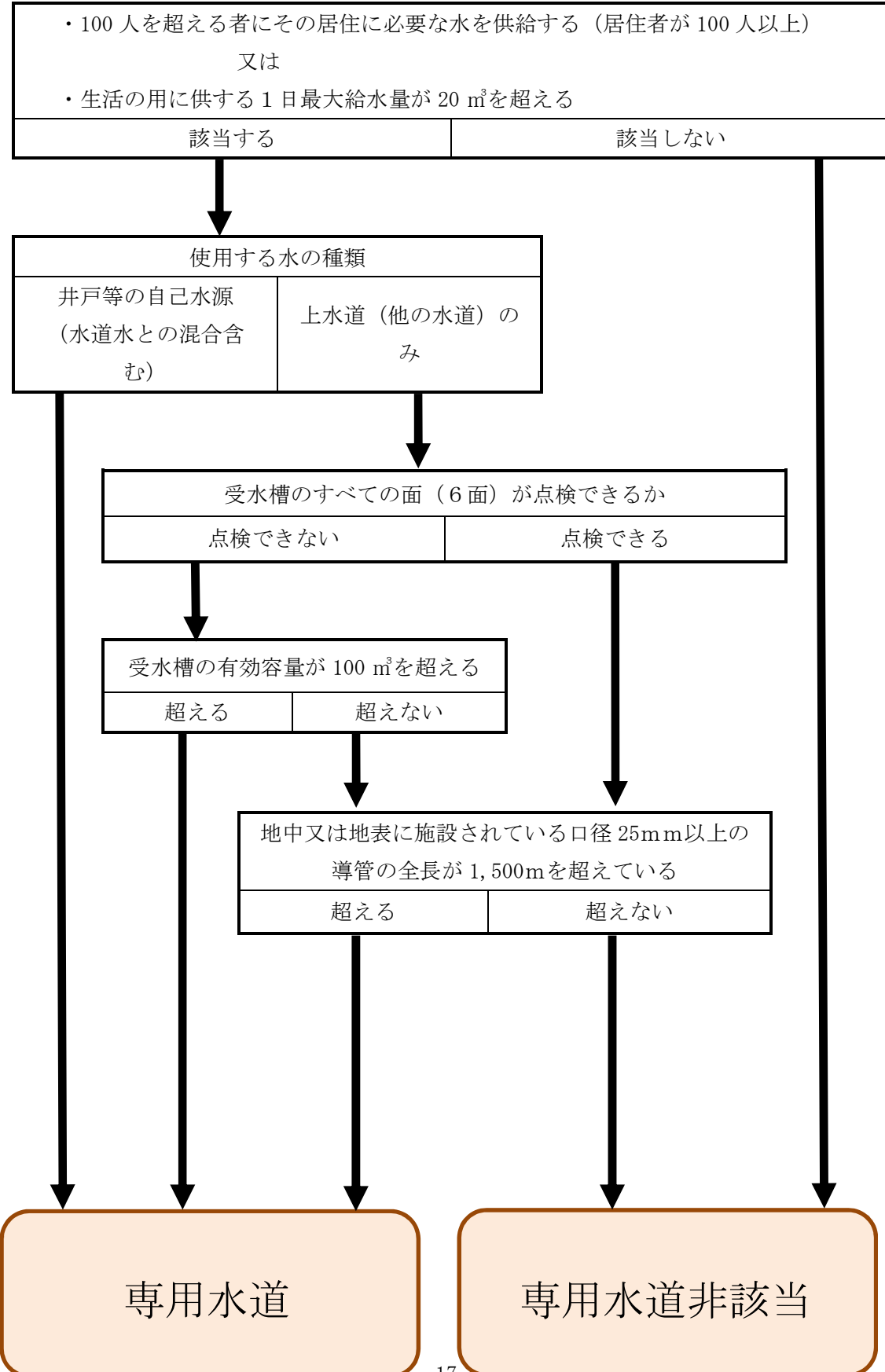
附 則

この要領は令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 専用水道の判断フロー図



別表2 水道技術管理者の資格

- ・分類毎に法令で規定された『水道に関する技術上の実務の経験』が必要。
- ・技術上の実務とは、水道の技術に関するものであれば、計画、設計、施工、施設の維持管理等いずれに係るものであってもよい。
- ・1日最大給水量が1万m³以下である専用水道の水道技術管理者に必要とされる『水道に関する技術上の実務の経験』年数は政令第7条（省令第14条）にある年数の2分の1でよい（政令7②）（※）。
- ・外国の学校は、その教育内容が学校教育法と同程度のものはすべてこの表と同様の取扱いをする（政令7①(4)、省令第14(2)）。

分類		分類毎に必要な 水道に関する技術上の実務の経験		根拠
卒業学校等	課程	1日最大給水量 1万m ³ 超	1日最大給水量 1万m ³ 以下※	
●大学	土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業	3年	1年6か月	政令7①(1)
	土木工学科若しくは土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業	4年	2年	政令7①(2)
	工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業	5年	2年6か月	政令7①(4) 省令14(1)
●短期大学 ●高等専門学校 ●専門職大学前期課程 修了	土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業	5年	2年6か月	政令7①(1)
	土木工学科若しくは土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業	6年	3年	政令7①(2)
	工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業	7年	3年6か月	政令7①(4) 省令14(1)
●高等学校 ●中等教育 学校	土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業	7年	3年6か月	政令7①(1)
	土木工学科若しくは土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業	8年	4年	政令7①(2)
	工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業	9年	4年6か月	政令7①(4) 省令14(1)
●上記以外	—	10年	5年	政令7①(3)
●国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習会の課程を修了		不要	不要	政令7①(4) 省令14(3)
●技術士法に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格（上水道及び工業用水道を選択したものに限る）		1年	6か月	政令7①(4) 省令14(4)
●一級土木施工管理技士2次検定に合格		3年	1年6か月	政令7①(4) 省令14(5)

別表 3

水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）

平成 16 年 4 月 1 日施行 令和 6 年 4 月 1 日一部改正

	項目	基準値
1	一般細菌	1 m l の検水で形成される集落数が 1 0 0 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0. 0 0 3 m g / l 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0. 0 0 0 5 m g / l 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0. 0 1 m g / l 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0. 0 1 m g / l 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0. 0 1 m g / l 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0. 0 2 m g / l 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0. 0 4 m g / l 以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0. 0 1 m g / l 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1 0 m g / l 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0. 8 m g / l 以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1. 0 m g / l 以下であること。
14	四塩化炭素	0. 0 0 2 m g / l 以下であること。
15	1, 4 - ジオキサン	0. 0 5 m g / l 以下であること。
16	シス - 1, 2 ジクロロエチレン及び トランス - 1, 2 ジクロロエチレン	0. 0 4 m g / l 以下であること。
17	ジクロロメタン	0. 0 2 m g / l 以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0. 0 1 m g / l 以下であること。
19	トリクロロエチレン	0. 0 1 m g / l 以下であること。
20	ベンゼン	0. 0 1 m g / l 以下であること。
21	塩素酸	0. 6 m g / l 以下であること。
22	クロロ酢酸	0. 0 2 m g / l 以下であること。
23	クロロホルム	0. 0 6 m g / l 以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0. 0 3 m g / l 以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0. 1 m g / l 以下であること。
26	臭素酸	0. 0 1 m g / l 以下であること。
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジ	0. 1 m g / l 以下であること。

	ブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

用語集

水道とは

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体とする。ただし、臨時に施設されたもの（工事現場等の仮設給水施設、災害対策用の応急給水施設等）を除く。

法 3①

100人を超える者とは

専用水道は、常時100人を超える居住者に給水していることが必要である。確認申請時においては専用水道に該当していたが、その後、居住者が常時100人以下となった場合は、その時点から専用水道には該当しない。^{2 3)}

居住とは

病院等における長期の療養入居者（結核、精神、らい等の施設入所者）等、継続的（約3ヶ月滞在する場合）であるものは居住者とみなす。旅館の宿泊客や病院の入院患者は居住者とみなさない。¹⁾

生活の用に供するとは

人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供するもの。算定を人の生活の用に供する水量に限定していることから、施設設計、布設のあり方により、事業用、営業用等の人の生活の用に供しないその他の用途に供する施設容量が区分できる場合は、除外・減算しても支障ない。^{2 4), 2 5)}

省令 1

算定する水量	算定しない水量
飲用、洗面用、手洗用、厨房用、 ユニットバスなど	空調用、プール用、浴場用、 食品製造用など

- 居住者用以外の水量設計に当たっては以下の資料も参考とすること。
- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準・同要領
 - (2) 空気調和・衛生工学便覧 4. 給排水衛生設備設計編
 - (3) 簡易水道国庫補助に係る施設基準
 - (4) 日本工業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3 3 0 2）」など

地中又は地表に施設されている部分とは

地表からの浸水等による汚染の影響を受けない程度に高く設けられた水槽（六面点検可能）の容量や導管の延長は基準の数値には算入しない。^{2 6)}

水道の布設工事とは

水道施設（取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設、専用水道にあっては建築物に設けられたものを除く給水の施設を含む）の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事に該当するもの。

法 3⑩
政令 3

新設	全て又はいずれかの区分の施設を全く新しく設置すること。
増設	現にある水道施設のうちのいずれかにおいて、さらに種類又は数量を増加すること。
改造	既にある水道施設の機能の低下を防止、修復し、又は改善、向上させること。

(1) 政令で定める増設若しくは改造の工事

大規模又は重要部分の工事であって次のいずれかに該当するもの。

政令 3

増設、改造に係る工事	1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事 ^{※1}
	※1 当該変更又は改造等の対象となる工事そのものだけでなく、当該工事に伴って当然必要となる付帯工事、関連工事等を含むものとする。
	沈殿地、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事 ^{※2}
	※2 当該施設の相当部分に係る改造工事とみなす。

(2) その他の工事

水道施設の新設及び(1)に該当する場合を除き、取水施設、貯水施設、導水施設、送水施設、配水施設（配水池を除く）に係るものの増設又は改造の工事は、水道の布設工事には該当しないもの。

これらの工事は、土木工作物及び管路に係るものが中心であり、通常の土木工事として適正に施工されれば、水道施設の正常な機能の保持上特に問題が無いとみなす。²⁷⁾

水道技術管理者とは

水道の管理について技術上の業務を担当する。専用水道の設置者は、水道技術管理者 1 人を設置しなければならないが、必ずしも専任であることを必要とせず、他の業務と併せて担当しても良い。²⁸⁾

法 19
法 34②
政令 7
省令 14

1 資格要件

別表 2 のとおり。ただし、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる 1 日最大給水量が 1,000 m³ 以下である専用水道については有資格者であることは問わない。これらについては資格の適用が免除されているにすぎず、水道技術管理者は設置しなければなら

ない。

2 従事する業務

水道技術管理者は以下の表に掲げる事項に関する事務に従事するとともに、これらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

項目	条項（水道法）	内容
施設基準の検査	第5条 第22条の2第2項	水道施設が施設基準に適合しているかどうかの検査及び第4、3の水道施設の維持及び修繕
給水開始前の検査	第13条第1項	水道施設を新設、増設又は改造した場合における水質検査及び施設検査
給水装置の構造及び材質の検査	第16条	給水装置の構造及び材質が第16条に規定する政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
定期的水質検査	第20条第1項	第4、4の水質検査
健康診断	第21条第1項	第4、1の健康診断
衛生上の措置	第22条	第4、2の衛生上必要な措置
給水の緊急停止	第23条第1項	第5、1の給水の緊急停止
給水停止	第37条	第6、4の給水停止命令を受けた際の給水停止

業務委託とは²⁸⁾

水道法における業務の委託は、専用水道の設置者の責任、監督及び指示のもとで行われている私法上の委託（いわゆる手足業務委託）とは異なるものである。専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を次に掲げるもの（以下「受託者」という。）に委託できる。

- (1) 他の水道事業者
- (2) 水道用水供給事業者
- (3) 当該業務を適正かつ確実に遂行できる経理的・技術的基礎を有するもの

1 責任の所在

(1) 設置者の責任

委託を行う場合であっても、給水義務等の需要者に対する責任については、受託者の不適切な業務が原因であっても、設置者が責任を負う。

(2) 受託者の責任

法24の3
法34①
政令9,10,11
省令17の4

業務の委託の場合は、受託者は委託契約に基づき、一定範囲で設置者に代わって水道法上の責任を負うこととなり、保健所長等からの監督を受け、また、受託者が適正に業務を実施しない場合には、受託者自身がその責任を問われ、水道法上の罰則の適用を直接受ける。	
2 受託水道技術管理者の設置	法 24 の 3③
受託者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道技術管理者を 1 人置かなければならない。受託水道技術管理者は、委託された業務の範囲内において事務に従事し、これらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。	法 24 の 3④
3 受託水道技術管理者の資格 水道技術管理者と同様。	法 24 の 3⑤
4 委託契約書の作成 専用水道の設置者は、次の条項を含む委託契約書を作成する。 (1) 委託に係る業務の内容に関する事項 (2) 委託契約の期間及びその解除に関する事項 (3) 委託に係る業務の実施体制に関する事項	政令 9③ 省令 17 の 6

様式一覧

	様 式 名 称		説 明	根 拠
確認申請	様式 1	専用水道布設工事確認申請書	専用水道の布設工事に該当する工事を行う場合は、工事に着手する予定の 3 0 日前に提出する。	法 33②
	様式 2	工事設計書	様式 1 に添付し、 1 日最大給水量等を記載する。	法 33④
	様式 3	専用水道の確認申請にかかる意見について	保健所及び庁内関係課からの意見を申請者に伝える際、当該様式に意見を添付して交付する。	法 39②
	様式 4	専用水道布設工事確認済通知書	当該工事の設計が法第 5 条に規定する施設基準に適合することを確認した旨を申請者に交付する。	法 33⑤
	様式 5	専用水道布設工事について（不適合）	当該工事の設計が法第 6 条に規定する施設基準に適合しないことを確認した旨を申請者に交付する。	法 33⑤
該当の届出	様式 6	専用水道該当届	既に給水しており工事を伴わずに 1 日最大給水量が 2 0 m ³ を超えたときあるいは当初居住人口が常時 1 0 0 人以下であったがその後、常時 1 0 0 人を超えたときなど専用水道に該当するようになった場合に届出する。	法 39②
	様式 7	完成図書	様式 6 に添付する。 1 日最大給水量等を記載する。	法 39②
変更の届出	様式 8	専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届	様式 1 又は様式 6 の記載事項（申請者の住所、申請者の氏名、水道事務所の名称及び水道事務所の所在地）に変更が生じた場合又は布設工事に該当しない工事により施設に変更が生じた場合に届出する。	法 33③ 法 39②
技術管理者の届出	様式 9	水道技術管理者設置届	水道技術管理者を設置した場合に届出する。	法 39②
	様式 10	水道管理業務従事証明書	様式 9 に添付する。	法 39②
	様式 11	履歴書	様式 9 に添付する。	法 39②
	様式 12	水道技術管理者変更届	様式 9 により届出した水道技術管理者を変更した場合に届出する。	法 39②
給水開始の届出	様式 13	専用水道給水開始届	配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとする場合は、あらかじめ届出する。	法 13① 法 34①
	様式 14	施設検査成績書	様式 13 に添付する。給水開始前に義務付けられている「施設検査」の成績を記載する。	法 13① 法 34①
委託の届出	様式 15	水道管理業務委託届	水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部の委託を行った場合に届出する。	法 24 の 3② 法 34①
	様式 16	水道管理業務委託届出事項変更届	様式 15 の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届出する。	法 39②
	様式 17	受託水道技術管理者変更届	様式 15 に記載された水道技術管理者を変更した場合に届出する。	法 39②
	様式 18	水道管理業務委託契約失効届	委託契約が失効した場合に届出する。	法 39②
廃止の届出	様式 19	専用水道廃止届	専用水道に該当しなくなった場合に届出する。	法 39②
緊急停止の届出	様式 20	専用水道給水緊急停止届	法第 23 条に規定する給水の緊急停止を行った場合に届出する。	法 39②
	様式 21	専用水道給水再開届	様式 20 の届出をした施設の改善措置が完了し給水を再開する場合に届出する。	法 39②
指導関係	様式 22	専用水道改善指示書	水道施設が法第 5 条に規定する施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認める場合に交付する。	法 36①
	様式 23	水道技術管理者変更勧告書	水道技術管理者を変更すべきことを勧告する場合に交付する。	法 36②
	様式 24	専用水道給水停止命令書	様式 22 の指示又は様式 23 の勧告に従わない場合に交付する。	法 37
地震防災対策関係	県様式 1	専用水道地震防災応急計画届出書	専用水道の設置完了後に届出する。内容に変更があった場合は改めて届出する。	
	県様式 2	南海トラフ地震防災対策計画届出書	「浜松市地震防災マップ」の水深 3 0 c m の浸水が想定される区域の専用水道設置完了後に届出する。	
	県様式 3	南海トラフ地震防災対策計画送付書		

様式 1

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

申請者

氏名 (名称及び代表者氏名)

専用水道布設工事確認申請書

水道法第 3 2 条の規定により、専用水道の布設工事着手前に、当該工事の設計についての確認を受けたいので、水道法第 3 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

水道事務所の名称	
水道事務所の所在地	浜松市 区

様式 2

工事設計書

年 月 日

- (1) 1 日最大給水量 $\text{m}^3 / \text{日}$
 1 日平均給水量 $\text{m}^3 / \text{日}$

- (2) 水源の種別及び取水地点 (所在地)

- (3) 水源の水量の概算及び水質検査の結果

- (4) 水道施設の概要

- ア 水源施設
- イ 導水施設
- ウ 浄水施設
- エ 送水施設
- オ 配水施設
- カ 給水施設

- (5) 水道施設の位置 (標高及び水位を含む。)、規模及び構造

施設名称	位置	数量	単位	標高	規模構造

- (6) 浄水方法

- (7) 工事の着手及び完了予定年月日

着手予定年月日 年 月 日
 完了予定年月日 年 月 日

様式3

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

専用水道の確認申請にかかる意見について

年 月 日付け申請のあった下記専用水道の確認申請について、別添のとおり指示事項がございますので、ご回答下さいますよう
よろしく申し上げます。

記

水道事務所の名称

水道事務所の所在地

様式 4

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 

専用水道布設工事確認済通知書

年 月 日付け申請のあった専用水道の布設工
事の設計については、水道法（昭和 3 2 年法律第 1
7 7 号）第 3 3 条第 5 項の規定により、次のとおり
通知します。

水道事務所の名称

水道事務所の所在地

様式 5

第 年 月 日 号

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 

専用水道布設工事について（不適合）

年 月 日付け申請のあった専用水道の布設工事の設計については、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 33 条第 5 項の規定により、次のとおり不適合とします。

水道事務所の名称

水道事務所の所在地

（不適合とする理由）

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式 6

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

専用水道該当届

設置する水道が水道法第3条第6項に規定する専用水道に該当するようになったので、次のとおり届出します。

水道事務所の名称	
水道事務所の所在地	浜松市 区

完成図書

年 月 日

(1) 水の供給を受ける者の数及び地域に関する事項

(2) 1 日最大給水量 $\text{m}^3 / \text{日}$

1 日平均給水量 $\text{m}^3 / \text{日}$

(3) 水源の種別及び取水地点 (所在地)

(4) 水源の水量の概算及び水質検査の結果

(5) 水道施設の概要

ア 水源施設

イ 導水施設

ウ 浄水施設

エ 送水施設

オ 配水施設

カ 給水施設

(6) 水道施設の位置 (標高及び水位を含む。)、規模及び構造

施設名称	位置	数量	単位	標高	規模構造

(7) 浄水方法

様式 8

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届

専用水道布設工事確認申請書記載事項を変更したので、水道法第33条第3項の規定により、次のとおり届出します。

水道事務所	名称		
	所在地	浜松市 区	
変更事項		変更前	変更後
変更年月日		年 月 日	

様式 9

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

水道技術管理者設置届

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定する水道技術管理者を設置したので、次のとおり届出します。

水道事務所	名 称	
	所 在 地	浜松市 区
水道技術 管 理 者	氏 名	
水道技術管理者の資格		政令第7条第1項第1号 政令第7条第1項第2号 政令第7条第1項第3号 政令第7条第1項第4号 (省令第14条 第1号・第2号・第3号 ・第4号・第5号) 不要
設 置 年 月 日		年 月 日

水道管理業務従事証明書及び履歴書を添付すること

水道技術管理者の資格が不要の場合は、水道管理業務従事証明書及び履歴書の添付を省略することができる

様式 10

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

証明者

氏名 (名称及び代表者氏名)

水道管理業務従事証明書

下記の者は、 における水道管理業務に従事していたことを証明します。

記

水道管理業務 従事者	氏名	
	生年月日	
	住所	
	所属及び職名	
従事した業務内容		
業務従事期間		年 月 日 ～ 現在 [年 ヶ月]
証明日		年 月 日

様式 1 1

履 歴 書	
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (年 齢 才) 男・女
住 所	
電話番号 (自宅)	

年	月	学歴・職歴 (各別にまとめて書く)
		(学 歴)
		(職 歴)

様式 12

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

水道技術管理者変更届

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定する水道技術管理者を変更したので、次のとおり届出します。

水道事務所	名称	
	所在地	浜松市 区
水道管理業務受託者	名称	
	所在地	
水道技術管理者氏名		
水道技術管理者の資格		政令第7条第1項第1号 政令第7条第1項第2号 政令第7条第1項第3号 政令第7条第1項第4号 (省令第14条 第1号・第2号・第3号 ・第4号・第5号) 不要
変更年 月 日		年 月 日

水道管理業務従事証明書及び履歴書を添付すること
水道技術管理者の資格が不要の場合は、水道管理業務従事証明書及び履歴書の添付を省略することができる

様式 13

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

専用水道給水開始届

専用水道の給水を開始するので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により、次のとおり届出します。

水道事務所	名称	
	所在地	浜松市 区
確認年月日及び番号		
給水開始予定年月日		年 月 日
給水開始の原因		

水質検査結果書及び施設検査成績書を添付すること

施設検査成績書

水道 事務所	名 称		
	所 在 地		
検 査 年 月 日			
検 査 員 氏 名		「該当施設の水道技術管理者」	
検 査 の 結 果		適 合 ・ 不 適 合	
施 設	検 査 項 目	適 ・ 不 適	
導水管、送水管	設計どおりの口径を使用しているか。	適 ・ 不 適	
受水施設	1. 受水地点の位置 2. 受水方法 3. 計画受水量の確保 4. 構造物の寸法 5. フロートスイッチの自動操作 6. 漏水の有無	適 ・ 不 適 適 ・ 不 適 適 ・ 不 適 適 ・ 不 適 適 ・ 不 適 適 ・ 不 適	
浄水施設	1. 位置 2. 浄水方法 3. 管理方式 4. 構造物の寸法 5. 漏水の有無 6. 消毒設備（予備の消毒設備の有無）	適 ・ 不 適 適 ・ 不 適 適 ・ 不 適 適 ・ 不 適 適 ・ 不 適 適 ・ 不 適	
送水管、給水管	1. 布設位置 2. 管末端水压は、 1.5 kg/cm^2 あるか 3. 最大使用水量時の水压の低下	適 ・ 不 適 適 ・ 不 適 適 ・ 不 適	

様式 15

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

水道管理業務委託届

専用水道の管理に関する技術上の業務の全部 (一部) を委託したので、水道法第 34 条第 1 項において準用する同法第 24 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり届出します。

水道事務所	名称	
	所在地	浜松市 区
水道管理業務受託者	名称	
	所在地	
受託水道技術管理者氏名		
水道技術管理者の資格		政令第 7 条第 1 項第 1 号 政令第 7 条第 1 項第 2 号 政令第 7 条第 1 項第 3 号 政令第 7 条第 1 項第 4 号 (省令第 14 条 第 1 号・第 2 号・第 3 号 ・第 4 号・第 5 号) 不要
委託した業務の範囲		政令第 9 条第 1 項第 1 号 政令第 9 条第 1 項第 2 号
契約期間		年 月 日 ~ 年 月 日

委託契約書の写し、水道管理業務従事証明書及び履歴書を添付すること
水道技術管理者の資格が不要の場合は、水道管理業務従事証明書及び履歴書の添付を省略することができる

様式 16

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

水道管理業務委託届出事項変更届

水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定
する水道管理業務委託届の届出事項を変更したので、次のとおり届出しま
す。

水道事務所	名 称		
	所 在 地	浜松市 区	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	

様式 17

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

受託水道技術管理者変更届

水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第3項の規定する受託水道技術管理者を変更したので、次のとおり届出します。

水道事務所	名称	
	所在地	浜松市 区
水道管理業務受託者	名称	
	所在地	
受託水道技術管理者氏名		
水道技術管理者の資格		政令第7条第1項第1号 政令第7条第1項第2号 政令第7条第1項第3号 政令第7条第1項第4号 (省令第14条 第1号・第2号・第3号 ・第4号・第5号) 不要
変更年 月 日		年 月 日

水道管理業務従事証明書及び履歴書を添付すること
水道技術管理者の資格が不要の場合は、水道管理業務従事証明書及び履歴書の添付を省略することができる

様式 18

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

水道管理業務委託契約失効届

専用水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約が失効したので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により、次のとおり届出します。

水道事務所	名 称	
	所 在 地	浜松市 区
水道管理業務受託者	氏 名	
	所 在 地	
受 託 水 道 技 術 管 理 者 氏 名		
委 託 し た 業 務 の 範 囲		政令第9条第1号 政令第9条第2号
契 約 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日
当 該 契 約 が 効 力 を 失 っ た 理 由		

様式 19

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

専用水道廃止届

専用水道を廃止したので、次のとおり届出します。

水道事務所	名称	
	所在地	浜松市 区
廃止年月日		年 月 日

様式 20

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

専用水道給水緊急停止届

専用水道の給水を緊急停止したので、次のとおり届出します。

水道事務所の名称	
水道事務所の所在地	浜松市 区
発生場所	
給水の緊急停止年月日	年 月 日
状況	
原因	
応急措置	
対策	

様式 2 1

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

専用水道給水再開届

緊急停止していました専用水道の給水を再開しますので、次のとおり届出します。

水道事務所名称	
水道事務所所在地	浜松市 区
給水の緊急停止届出年月日	年 月 日
給水の緊急停止年月日	年 月 日
給水再開予定年月日	年 月 日

様式 2 2

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

専用水道改善指示書

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 6 条第 1 項の規定により、次のとおり改善を指示します。

水道事務所の名称

水道事務所の所在地

指示事項

指示の理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式 2 3

第 年 月 号
日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

水道技術管理者変更勧告書

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 6 条第 2 項の規定により、次のとおり水道技術管理者を変更すべきことを勧告します。

水道事務所の名称

水道事務所の所在地

当該水道技術管理者住所、氏名

理由

様式 2 4

第 年 月 号 日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 

専用水道給水停止命令書

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 7 条の規定により、次のとおり給水を停止することを命じます。

水道事務所の名称

水道事務所の所在地

命令事項

命令の理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

参考資料

- 1) 厚生労働省健康局水道課「水道事業等の認可の手引き」
- 2) 昭和 37 年 2 月 2 日付け環水第 6 号厚生省環境衛生局水道課長通知「水道の布設工事の監督の強化と事業認可の申請等について」
- 3) 平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」
- 4) 平成 29 年 6 月 28 日付け浜健生号外「専用水道確認申請に係る事務手続きについて（全部改正）」
- 5) 平成 14 年 3 月 27 日付け官報（号外第 60 号）附則第 2 条
- 6) 平成 14 年 5 月 29 日付け環水第 140 号環境森林部水利用室長通知「水道法に伴う新規専用水道の届出について」
- 7) 平成 14 年 8 月 9 日付け水利用室水道環境係長事務連絡「新規専用水道の届出に係る照会事項について」
- 8) 大規模地震対策特別措置法第 7 条第 6 項
- 9) 大規模地震対策特別措置法施行令第 4 条第 20 項
- 10) 平成 15 年 6 月 26 日付け環水第 137 号環境森林部水利用室長通知「大規模地震対策特別措置法に基づく「水道地震防災応急計画」について」
- 11) 平成 26 年 7 月 15 日付け環水第 117 号静岡県くらし・環境部環境局水利用課長通知「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策計画の作成について」
- 12) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 8 条第 1 項第 1 号
- 13) 平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330005 号厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」
- 14) 平成 23 年 3 月 31 日付け健水発 0331 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知「水道における指標菌の検査について」
- 15) 平成 26 年 2 月 28 日付け厚生労働省令第 15 号「水道施設の技術的基準を定める省令」
- 16) 平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330004 号厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」
- 17) 平成 20 年 4 月 8 日付け健水発第 0408001 号厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」
- 18) 平成 20 年 4 月 8 日付け健水発第 0408002 号厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」
- 19) 厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」
- 20) 平成 29 年 5 月 30 日付け厚生労働省水道課事務連絡「重要給水施設管路の耐震化計画策定の

手引き 平成 29 年 5 月」

- ^{2 1)} 令和 6 年 4 月 22 日付け環水第 78 号静岡県くらし・環境部長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」
- ^{2 2)} 平成 28 年 3 月 31 日付け生食水発 0331 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道部長通知「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」
- ^{2 3)} 昭和 33 年 9 月 25 日付け衛水第 44 号厚生省水道課長通知「水道法の疑義応答について」
- ^{2 4)} 平成 14 年 3 月 27 日付け健水発第 0327001 号厚生労働省水道課長通知「水道法の施行について」
- ^{2 5)} 平成 14 年 3 月 27 日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡「国の設置する専用水道における 1 日最大給水量の算定の考え方について」
- ^{2 6)} 昭和 32 年 12 月 27 日付け厚衛発第 520 号厚生事務次官通知「水道法の施行について」
- ^{2 7)} 水道法制研究会「第五版 水道法逐条解説」
- ^{2 8)} 厚生労働省健康局水道課「第三者委託実施の手引き」